

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨届出があった。

令和4年4月15日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社キャトル宮古
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 キャトル 宮古市栄町3番35号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 5,999平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となった日 令和4年3月25日
- 6 変更する理由 破産申立てのため